

月夜野トータルケアステーションさくらんぼ料金表

令和6年6月1日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護料(1割負担の場合)

要介護状態区分	訪問看護サービスを行わない場合		訪問看護サービスを行う場合	
	基本部分	通所利用減算	基本部分	通所利用減算
要介護1	5,446 円/月	-62 円/日	7,946 円/月	-91 円/日
要介護2	9,720 円/月	-111 円/日	12,413 円/月	-141 円/日
要介護3	16,140 円/月	-184 円/日	18,948 円/月	-216 円/日
要介護4	20,417 円/月	-233 円/日	23,358 円/月	-266 円/日
要介護5	24,692 円/月	-281 円/日	28,298 円/月	-322 円/日

※ただし、訪問看護サービスを准看護師が行った場合は、100分の98に相当する額となります。

加算・減算	内容	金額等
通所利用減算	通所介護等を利用した場合	上記表の通り
同一建物減算Ⅰ・Ⅱ	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一建物に居住する利用者50人未満はⅠ、50人以上はⅡ	Ⅰ -600 円/月 Ⅱ -900 円/月
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合	Ⅰ 325 円/月 Ⅱ 315 円/月
特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者	Ⅰ 500 円/月 Ⅱ 250 円/月
ターミナルケア加算	ターミナルケアを行った場合	2,500 円/月
初期加算	利用を開始した日から起算して30日	30 円/日
退院時共同指導加算	退院又は退所するに当たり、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合	600 円/回
総合マネジメント体制強化加算	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画の見直しを行っており、地域の医療機関等に情報提供を行なっている場合	Ⅰ 1,200 円/月 Ⅱ 800 円/月
生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ	計画作成責任者が、リハビリテーション等を実施している医療提供施設の医師、療法士等の助言に基づき、計画を作成、サービス提供を実施した場合Ⅰ、医師、療法士等が居宅訪問に同行等し、共同したアセスメント結果に基づき、計画を作成、サービス提供を実施した場合Ⅱ	Ⅰ 100 円/月 Ⅱ 200 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	基準以上の職員を一定割合以上配置していることや、従業者ごとに研修計画を作成しての研修実施などサービスの質の向上に資するよう事業所の職員体制を強化している場合	Ⅰ 750 円/月 Ⅱ 640 円/月 Ⅲ 350 円/月
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、所定単数に各割合を乗じた数を加算	Ⅰ 24.5%/月 Ⅱ 22.4%/月 Ⅲ 18.2%/月 Ⅳ 14.5%/月

※サービスご利用時は要介護度、負担割合に応じた自己負担額をお支払いいただきます。

※基本部分等に関しては月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

その他の料金

- ・交通費については通常の事業の実施地域を越えた所から、片道1kmごとに50円いただきます。
- ・エンゼルケア(死後の処置)については(エンゼルケアセット5,100円、浴衣代3,100円込みにて)一式14,300円いただきます。
- ・ケアコール端末機の設置については無料になりますが、利用者の不注意で破損した場合は設置料実費相当をいただきます。また契約解除の際は端末機を引き上げる事とします。通信にかかる通信料(電話代)は、利用者負担となります。
- ・訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。